

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	平成 30 年度第 2 回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	平成 30 年 11 月 28 日(水曜日) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
3 会議の開催場所	さいたま市役所本庁舎 2 階 特別会議室
4 出席者名	<p>審議会委員</p> <p>馬橋 隆紀(会長) 内田 裕子 岩崎 万智子 藤巻 眞理子 青木 節子 阿部 達哉 田中 孝之 谷崎 美智子</p> <p>事務局職員</p> <p>総務部長 森山 成久 行政透明推進課長 天野 明紀 行政透明推進課課長補佐 川瀬 智幸 行政透明推進課主任 豊田 康平 行政透明推進課主事 加藤 友香</p>
5 欠席者名	桑原 菜津子 野辺 明子
6 議題及び公開又は非公開の別	<p>(議題)</p> <p>【議案】</p> <p>(1) 個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略 について(公開) (事務の名称 下水道使用料賦課徴収事 務・浄化槽設置及び維持管理指導事務)</p> <p>(2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の事務の 改善について(一部非公開)</p> <p>【報告】 個人情報取扱事務の報告について(公開)</p>
7 非公開の理由	さいたま市情報公開条例第 7 条第 2 号に規定され た、特定の個人を識別することはできないが、公に することにより、なお個人の権利利益を害するおそ れがある情報を審議するため。

8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118 (直通)
11 その他	

1 開 会

事務局 本日はご多用のところ、委員の皆様にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから平成30年度第2回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日は、桑原委員、野辺委員から欠席の連絡をいただいております。

なお、本日は傍聴を希望される方はいらっしゃいません。

それでは、よろしく願いいたします。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。本日の次第でございます。それから、事前に委員の皆様へ送付させていただいております議案第2号「個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略について」、それから、議案第3号「情報公開制度及び個人情報保護制度の事務の改善について」、報告資料(1)と(2)の「個人情報取扱事務に係る届出について(報告)」がそれぞれ1部ずつでございます。

なお、大変恐れ入りますが、議案第3号の資料のうち、資料1が差しかえとなっておりますので、差しかえ後の資料を配付しております。お手数をおかけいたしますが、差しかえをお願いいたします。本日、資料をお持ちでない方はいらっしゃいませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議案は2件となります。

これからの議事の進行につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長となることと規定しておりますので、よろしく願いいたします。

2 議 題

議案第2号 個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略について

(事務の名称 下水道使用料賦課徴収事務・浄化槽設置及び維持管理指導事務)

議長 本日はお忙しいところ、ご苦労さまでございます。

それでは、まず議題に入りたいと思いますが、議案第2号は個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略についてとなります。目的外利用をすること自体は条例に合致しているのです、目的外利用をするということのようです。ただし、本人通知をしなければいけないのですが、その本人通知を省略していいかどうかということについて、審議会の意見を聞くというものが第2号議案ということになります。

では、実施機関をお呼びしてよろしいですか。では、入室していただいでください。

〔実施機関（環境対策課、下水道総務課、北部建設事務所下水道管理課、南部建設事務所下水道管理課）入室〕

議長 どうもご苦労さまでございます。

それでは、ご説明をいただくということですが、ご出席の方のお名前を教えてください。

実施機関 環境対策課長の黒沢と申します。よろしくお願ひいたします。

下水道総務課長の金子と申します。よろしくお願ひいたします。

北部下水道管理課長の都築と申します。よろしくお願ひいたします。

南部下水道管理課長の小島と申します。よろしくお願ひいたします。

環境対策課主査の熊切と申します。よろしくお願ひいたします。

下水道総務課課長補佐の工藤と申します。よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労さまです。それでは、ご説明をお願いします。

実施機関 どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、生活排水処理（下水道及び浄化槽）適正管理事務に伴う本人通知の省略についてご審議をいただきます。

初めに、下水道と浄化槽の関係について簡単にご説明させていただきます。公共下水道とは、一般家庭の台所やトイレなどの生活排水を最終的には下水道処理場に流すために設けられた施設で、一般的には公道の下を通っております。一方、浄化槽につきましては、今申しました生活排水をそれぞれの建物の敷地内で浄化するために設けられた施設で、浄化槽で処理された水は側溝などを通して、最終的には川に流れていくものでございます。

公共下水道が使える地域の建物は汚水や生活排水を公共下水道へ、公共下水道が無い地域の建物は生活排水を浄化槽で処理するのが一般的でございます。ここで、公共下水道が敷設されていない場所につきましては、浄化槽があることになるのですが、下水道が敷設されますと、生活排水の処理は通常、浄化槽から公共下水道に切りかえていただく必要がございます。その際に、その工事に伴って下水道部局には下水道接続の手續、それから環境対策課には浄化槽の使用廃止の届出が必要となっております。

ここで、浄化槽の使用廃止の届出というのが、実際には提出されていないという事例が多々見られまして、私ども環境対策課で把握しております情報、我々の浄化槽システムという電算システムがあるのですが、本来は下水に接続されているのにもかかわらず、まだ浄化槽があるような情報がシステムに残っていることが多々ございます。現在、下水道使用者の情報は下水道総務課、浄化槽使用者の情報は環境対策課で保有

しており、個人情報であるため情報の共有はされていないところでございます。ここで双方の情報共有がされれば、浄化槽台帳の整備や下水道使用料賦課徴収業務が適正に行われると考えるため、新たに生活排水処理（下水道及び浄化槽）適正管理事務を開始し、個人情報の目的外利用を行いたいと考えております。

情報提供の具体的事務手順ですが、資料の7ページの（4）個人情報の流れのフロー図をごらんください。下水道総務課が下水道使用者情報を環境対策課に提供いたします。同様に環境対策課が北部・南部建設事務所の下水道管理課に浄化槽使用情報を提供いたします。それぞれの情報から、氏名、住所などを突合し、環境対策課は下水道接続済みで浄化槽廃止届出が未届のデータを抽出し、下水道管理課は浄化槽を使用しており、かつ下水道使用料を賦課徴収しているデータを抽出します。その後、必要に応じて聞き取り調査や現場確認を実施します。環境対策課で抽出したデータに関しては相当数あると予想されますが、下水道管理課で抽出したデータに関しては少数と予想されております。また、浄化槽使用者情報につきましては、浄化槽の清掃履歴や浄化槽の法定検査の受検履歴が新しいものを対象とするのが有効と考えております。抽出されたデータは、浄化槽については台帳への廃止情報の入力、下水道については所有者との調整手続を行う予定でおります。

次に、9ページをごらんください。今後の予定ですが、審議会での承認をいただければ、資料のと通りのスケジュールで進めていきたいと考えております。

最後に、10ページをごらんください。こちらの個人情報の目的外利用及び本人通知の省略についてでございますが、対象者は約55万3,000人となっており、個人情報利用の本人通知を送付するためには多大な時間と経費を要することが見込まれます。そこで、本人通知の代替として、生活排水処理（下水道及び浄化槽）適正管理事務に下水道使用者データ及び浄化槽使用者データを目的外利用していることの周知を行いたいと思っております。具体的な方法につきましては、市のウェブサイトへの掲載、浄化槽法定検査未実施者への通知の掲載、それから今後広報物を作成する際には目的外利用していることの掲載を行いたいと思っております。具体的には、下水道のパンフレット「下水道のある暮らし」の次年度増刷分より掲載したいと思っております。

以上を鑑み、本人通知を省略するものですので、ご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

そもそも、具体的に提供する情報はどのようなものになりますか。

実施機関 浄化槽使用者の氏名と住所です。

議長 浄化槽使用者の情報はどこからどこへ提供されますか。

実施機関 環境対策課から下水道部局です。

また、下水道部局から環境対策課に提供するデータについては、資料の8ページにも記載させていただいておりますが、データ番号と住所と氏名を提供いたします。

議長 そのため、意見照会書が2つ出されているということですね。

実施機関 下水道部局は環境対策課へ下水道使用者データを提供して、環境対策課は下水道部局へ浄化槽使用者データを提供するというので、双方とも基本的には住所と氏名を提供するという形になっております。

議長 ということですが、何か仕組み等にご質問等がありましたらどうぞ。

何かございますか。

逆を言えば、55万件も浄化槽があるということなのですか。

実施機関 下水道使用者の情報と浄化槽使用者の情報を合わせて約55万件という意味です。具体的に、浄化槽使用者の情報はおおむね4万から5万件ぐらいになります。残りの約50万件は下水道使用者の情報になります。

議長 浄化槽使用者の分だけというわけにはいかないのでしょうか。つまり、浄化槽から下水道に切り替えた人がわかればいいわけでしょう。下水道使用者の50万件というのは、下水道を使っている人全部入ってしまうということでしょうか。

実施機関 そうですね。先ほど説明しましたように、浄化槽の使用を開始する際は届出がされるのですが、実際に浄化槽を設置されていた方が下水道に切りかえても、本来であれば浄化槽廃止の届出を環境対策課へ出さなければいけないのですが、それが出されないケースが非常に多いです。50万件の下水道使用者情報と4万数千件の浄化槽使用者情報を突合せまして、環境対策課としては下水道が使用されている家庭が浄化槽データに載っていれば、本来は浄化槽が廃止されていなければいけないだろうということがわかります。その部分を消し込むために下水道の使用者データを利用したいということですね。

議長 そういうことだそうですが、他にご質問はありますか。

藤巻委員 公共下水道の普及率というのは何%ぐらいですか。

実施機関 平成29年度末で92.9%です。

藤巻委員 残りの約10%がまだ浄化槽を使用している地域ということですか。

実施機関 この92.9%といいますのも、実際には下水へつなげることができる地域の人口ということですね。ですので、実際につないでいない方というのもいらっしゃることは事実でございます。

議長 下水へつなぐときは勝手につなげることはできませんから、誰がつないだかはわかりますか。

実施機関 基本的には、公共下水道が供用開始されたときに、下水道使用開始の手続をとらないと接続できませんので、その手続をとった者が下水道使用者のデータとして記載されております。

田中委員 業者が浄化槽を廃止して下水に直接流す工事をやりますね。そうすると、その申請が役所に届いていないというケースが多いのですか。例えば、ある下水道工事屋さんが出て、敷地内の浄化槽を廃止して、直接下水に流すというような工事をやっていますね。これがまだ4万数千件ぐらい残っているということですか。

実施機関 市内に4万数千件、台帳上では浄化槽があるとなっています。ただ、その中に廃止届が出されていないものが一定量あるはずなのです。

田中委員 なるほど、重複してしまっているということですか。

実施機関 重複してしまっているのです、その重複分をデータ共有して突合するということです。

田中委員 それを、これからやるということですか。

実施機関 はい。

議長 下水道をつなぐときに新築したからつなぐとか、理由は書かないのですか。浄化槽を潰したから下水道につなぐという情報は入ってこないのですか。

実施機関 下水道につなぐための工事の申請手続の際は、新築であれ、つなぎかえであれ、その理由の情報はいただくのですが、環境対策課への浄化槽の廃止届というのは手続の条件に入っていません。

議長 申請手続の際の情報を提供するだけでよいのではないのですか。そんなにたくさん情報を動かさなくても済むように思うのですが。

実施機関 今後の部分は、おそらくそれで済むのかと思うのですが、現在保有しているデータの消し込みについては、下水道使用者のデータを使って消し込みを行わないと、過去の分は消し込みができないという状況です。

議長 困ることは、ただ消し込みができないことだけなのですか。何か他に支障があることはないのですか。

実施機関 浄化槽ですと、例えば法定検査の受検率などの数字を出すときに分母となる浄化槽全体の数が実数よりもかなり多くなってしまいますので、正確な数字が出せません。そういったことで支障は出ております。

田中委員 その突き合わせをするために、個人には通知しないでやってしまいますということですね。

実施機関 おっしゃるとおりです。その代わりにホームページ等で周知するということです。

田中委員 55万人にすべて通知するのは大変ですものね。

実施機関 もちろん、このやりとりをする中で、当然なのですが、個人情報が入り流れるとか、そういう心配は全くございません。

議長 ほかに何かございますか。

今後、情報の提供の頻度はどのくらいになりますか。

実施機関 今回整理することができれば、頻繁に行う必要性はなくなってくると思います。

議長 浄化槽使用者には、例えばいつまでに何をしなさいとか、それを役所へ報告しなさいといった義務はあるのですか。

実施機関 清掃業者が市に対して、この家の浄化槽を清掃しましたと報告をします。その情報をもとに、浄化槽の適正管理のために、住民の方に指導しています。

議長 現場に行って指導するということがありますか。

実施機関 環境対策課では周辺住民の方からいろいろな苦情などをお伺いすることがございますが、例えば家の周りが臭い、おそらく浄化槽だろうというご指摘も受けます。そのときに浄化槽の台帳を見ながら、こちらのお宅はちゃんと管理しているなとか、そのあたりの情報も得て指導しております。

議長 簡素化すれば、いろいろ現場でできるような感じもするシステムですね。データの分母が大きいので、ここで一回整理したら管理もそれだけしやすくなるということでしょう。

ほかに何かお聞きすることはありますか。

青木委員 資料の6ページの生活排水処理（下水道及び浄化槽）適正管理事務概要の中に「浄化槽使用者は、浄化槽法において設置届・廃止届の提出が定められており」というところがありますが、届出は必要であるという解釈でよろしいですか。届出がされていない件数をすみやかに把握するために、説明していただいたような方法でやりたいという意味でよろしいですか。

実施機関 そうです。

青木委員 ということであれば、私は別に構わないと思います。

議長 届出がされていない人を把握したときは、今後どのようにするのですか。どうやって廃止届を出させるのですか。

実施機関 浄化槽については、実際廃止届を受理しなくても、こちらで持っている下水道使用者のデータや現場の状況などで浄化槽が無いという確認がとれましたら、環境対策課で台帳上は廃止という扱いにさせていただきます。

議長 その人に対して、廃止届を出しなさいとは言わないのですか。

実施機関 基本的には言わないです。

議長 廃止届を出させないと法的根拠がなくなってしまうのではないですか。届出をするよう言ったほうがいいのではないですか。

実施機関 廃止届を出させるかどうかは、今後の検討課題とさせていただきます。

議長 データを突合させて、ただ分母を少なくすればいいというだけでは、統計上だけの問題になってしまいます。本来は法律を守らなければいけないのに、それを認めるということではなく、やはり何かしなければいけないのではないのでしょうか。

実施機関 実際に、20年ぐらい前に下水道に接続されている地域のデータで、浄化槽の廃止届が出ていないものというのが多々ございます。そういう中で、本来であれば確かに廃止届を出していただかなければならないのですが、もう20年も経ってしまっていて、20年前に浄化槽を廃止して下水道につないでいるはずだったので、改めて廃止届を出してくださいとは、市としても言えない話なのでございます。

議長 最近、下水道につないだものはどうしますか。例えば、3か月前に下水道につないだというような場合どうしますか。

実施機関 その場合は届出いただきたいと思っています。

議長 それは、対象者に通知して、届出してくださいと言うのですか。

実施機関 そうです。余りにも古いものに関しては、届出をしてくださいというのは難しいので、そこは私どもが職権として消したいと思います。

新しいものについては、下水道の接続業者に対して、下水道を接続した場合で浄化槽を使っていた際は廃止届を出してくださいという周知もあわせて行っているところでございます。

議長 それでも、照合するということですから、照合する目的を考えてもらわないといけないですね。

田中委員 業者や個人に届出してくださいと依頼するだけで終わってしまうのですか。あるいは、接続した業者が必ず役所へ出さなくてはいけないというルールはないのですか。

そのようなルールがないと、浄化槽の使用者本人が役所に届出してくださいということとでいくと、その人が届出しなければ、ずっと出さなくなってしまうよ。

浄化槽を工事して、下水道につなげる専門の業者がいますよね。その業者が、もし使用者本人の承諾を得て届出を出せば、役所はどこのうちは浄化槽が無くなったというようなデータを把握できるということですね。ところが、それを本人に任せると、本人がきちんと届出してくれればいいのですが、どの程度できるかわかりませんよね。

実施機関 届け出るのは、あくまでも使用者の方なのですが。

田中委員 使用者の任意ですよ。

実施機関 任意といいますか、実際に廃止届を作成して役所に持ってくるのは、排水設備の工事

業者が持ってくることが多いですし、それが一番スムーズだと思います。

住民の方が直接市に対してそのような書類を提出するというのは難しいので、通常は下水工事に関しては、指定工事店制度というものがございます。

田中委員 その指定工事店はしっかりしているのですか。

実施機関 指定工事店に対しては講習会を行っていますので、届出などはきちんと行われています。

田中委員 データを突き合わせするというのは、現在のものではなくて、もっと古い、20年前や30年前の事例が多いのですか。

実施機関 はい。

議長 他にご質問等はございませんか。よろしいですか。

各委員 はい。

議長 では、教えていただいてありがとうございます。

どうも、ご苦労さまでした。

いかがでしょうか。そういう点では、結局皆様の意見を聞いてということなのですが、量が相当多いということと、内容的な情報もそれほどの問題はないということです。また、ホームページ等で周知するということです。

それでは、審議会としての意見は本人通知を省略してもよいということで、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 ただ、ホームページ等で周知する際はわかりやすく表示するようにしておいてください。附帯意見というほどではないですけれども、そういう形でよろしいでしょうか。

実施機関 ありがとうございます。

[実施機関（環境対策課、下水道総務課、北部建設事務所下水道管理課、南部建設事務所下水道管理課）退室]

議案第 3 号 情報公開制度及び個人情報保護制度の事務の改善について
(権利濫用請求の取扱いについて)

議長 それでは次に議案第3号をお願いいたします。

これは、行政透明推進課でご説明するということでしょうか。では、よろしくお願ひします。

実施機関 では、説明をさせていただきます。議案第3号情報公開制度及び個人情報保護制度の事務の改善について、お手元の資料に沿って説明をさせていただきます。

初めに、1枚目の諮問書、「情報公開制度及び個人情報保護制度の事務の改善について（諮問）」をごらんください。本議案の審議につきましては、さいたま市情報公開条

例第26条第2項及びさいたま市個人情報保護条例第40条第2項において、実施機関は条例に基づく情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事務の改善について重要と認めるものにつきましては、審議会の意見を聞くこととの規定に基づきまして、権利濫用請求の取扱いについてを議題として諮問させていただくものです。

次に、諮問させていただく理由ですが、情報公開条例及び個人情報保護条例に規定する開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する請求が権利の濫用に該当すると判断する際の判断基準や手続等を明確にして、制度の適切な運用を確保するため、別添資料1に案文を添付しております、権利濫用請求の取扱いに関する指針を制定することについて諮問させていただくものです。

今回この取扱い指針の制定を諮問するに至った背景なのですが、別添資料2、さいたま市情報公開制度の運用に関する意見書をごらんください。こちらは、本市情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく審査庁からの諮問に応じて、開示請求等の決定に対する審査請求について審査する、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会から、本年10月の18日付でさいたま市長宛てに提出された意見書でございます。

意見書の1ページ目をごらんください。はじめにの部分の3段落目で、最新の審査請求事案の傾向として、開示請求の内容とは関係のない市の事務処理方法に対する不服や、開示請求書面からは到底推測できない文書の特定漏れを不服とする審査請求など、制度の適正な運用からかけ離れた理不尽な審査請求が増加していること、これらが開示請求の段階で情報公開制度本来の趣旨に沿った適正な利用がなされていない状況があるのではないかと危惧されることを挙げ、また5段落目ですが、開示請求は何人も目的を問わず請求できることを原則とするが、それゆえに条例の趣旨に反するような請求の多発は、実施機関がその対応に膨大な労力を要し、さまざまな問題を引き起こす要因となる可能性があることを指摘しております。

次に、意見書の4ページをごらんください。3の現行条例の運用に係る意見として、(1)、開示請求受付時における補正手続の適正化と、次のページの(2)、審査請求受付後の審査庁による当審査会への諮問の適否についてのスクリーニング、それから(3)、権利濫用が疑われる請求への対応の3項目についての検討を求められております。今回ご審議いただきます取扱い指針の案につきましては、そのうちの(3)、権利濫用が疑われる請求への対応に対応するものでございます。

ご意見としては、(3)の前段におきまして、実施機関は行政情報の開示を求める市民の権利を十分に尊重する責務があるとする一方、開示を求める市民について、当然自身が求める情報の内容を明確にするよう、実施機関に対して協力すべきであり、また開示請求権といえども無制限に認められるものではなく、開示請求者はその権利を濫用し

てはならないことは当然のこととして、最後の段落になりますが、権利濫用の禁止は一般的な法の原則であることから、これに当たるような開示請求や審査請求があったときには、条例に規定がなくても請求を拒否することができるかと解されているが、これまで述べてきた開示請求受付時における補正手続の徹底化、審査請求受付後の審査庁による当審査会への諮問の適否についてのスクリーニングとあわせて、開示請求者の正当な権利の行使を促し、情報公開制度の適正な運用を図っていくために、条例等の改正も視野に入れた実効性のある制度運用上の措置を検討されたいとしております。

次に、資料3をごらんください。こちらは参考でございますが、政令市に対して開示請求権の濫用に係る規定の有無やその内容等を調査しました内容をまとめたものです。政令指定都市は20都市ありますが、何らかの規定があると回答したのが横浜市、浜松市、名古屋市、熊本市の4都市でございます。このうち横浜市は、濫用請求は却下できる旨を規定した改正条例を平成22年に施行しております。浜松市は、従前要綱で権利濫用請求の取扱いを定めておりましたが、本年9月の市議会におきまして改正条例が議決されまして、12月1日から施行されることになっております。そのほか、名古屋市については要綱で、熊本市については規則と要綱で濫用請求の取扱いを定めております。なお、京都市と大阪市につきましては、具体的な規定はございませんが、一般的な法理の原則にのっとりまして、濫用的な開示請求を却下した事例があるとのことでございます。

それでは、資料1の権利濫用請求の取扱いに関する指針(案)の詳細につきましては、担当から説明をさせていただきます。

実施機関

それでは、お手元の資料1をごらんください。こちらは、開示請求制度の本来の目的を著しく逸脱する請求が権利の濫用に該当すると判断する際の判断基準ですとか、手続などを明確にして、制度の適切な運用を確保するために、権利濫用請求の取扱いに関する指針として作成した案でございます。

内容について順にご説明させていただきたいと思っております。1番目の趣旨というところからになります。趣旨につきましては、本指針を制定する目的というものを明らかにさせていただいたものでございます。こちらについては、重要な部分でございますので、案文を読ませていただきます。「情報公開条例に規定する開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する請求は、一般法理上、権利の濫用に該当するものとして拒否(不開示決定)することが可能と解されています。しかしながら、権利の濫用に該当するか否かについての判断・運用は、情報公開条例の市民の知る権利を保障し、市政の説明責任を果たすという目的に鑑み、厳格に解すべきものである。このことから、実施機関において開示請求が権利の濫用として、恣意的な判断がなされないよう、次のとおり権利の濫用と思

料される開示請求の取扱いを定めるものである。」としてございます。つまり本指針制定の趣旨としましては、実施機関による恣意的な判断というものを排除しまして、適正な開示請求権の行使を保障しようというものでございます。

次に、2番としまして、開示請求に係る行政情報を保有する担当課が権利の濫用に該当するか否かの判断をするに当たって、念頭に置くべき基本的な考え方として、2つ示しております。(1)番として、開示請求者の正当な権利行使を妨げることがないようにすること。(2)番として、当該開示請求を権利の濫用とした場合の開示請求者の受ける不利益というものと、正当な権利の行使とした場合の公共の利益への影響、つまりこれは正常な行政運営ですとか、市民サービスへの影響ということを考えていただければいいかと思えますけれども、これらを秤に掛ける、比較衡量をしていただいで、慎重に判断しましょうということをやっております。

3番目としまして、具体的な判断の基準を示しております。判断に当たりましては、権利の濫用が疑われる開示請求の類型として、こちらは次の2ページ目をごらんいただきたいのですが、(1)から(4)番までありまして、(1)番として、開示請求により不当に著しい事務遂行の支障が生じられると認められるとき、または開示請求に明らかな害意が認められるとき。(2)番として、開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。(3)番として、開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。(4)番として、開示の実施によって得た情報を違法または不当に使用する蓋然性が認められるときという4類型を示しています。

1ページにお戻りいただきまして、担当課は当該開示請求が、これらのいずれかに該当すると認められる場合に、開示請求者の言動ですとか請求の内容、請求方法、当該開示請求による事務遂行上の影響などを総合的に勘案して、権利の濫用に該当するか否かを判断するものとしてございます。

また、指針の別表に各類型の具体例を示しておりまして、指針案4ページ目をごらんいただきたいのですが、4ページ目と5ページ目にある表形式で載せているものでございます。例えば類型の(1)は、開示請求により不当に著しい事務遂行の支障が生じると認められるとき、または開示請求に明らかな害意が認められるときの具体的な内容の例示としまして、アの同一の実施機関または特定の課に対して、短期的に集中して大量の開示請求を行うケースや、イの正当な理由なく同一内容の開示請求を行うことなど、(1)に対してアからコまでの10個の具体的な例示をしております。そのほかの(2)、(3)、(4)についても、想定される具体例を挙げているところでございます。

なお、この類型の(1)番については、開示請求により不当に著しい事務遂行の支障が生じると認められるときというものと、開示請求に明らかな害意が認められるときと

いう2つの場合を含んでいるのですが、これは例示する具体的内容に落とししたときに、どちらの場合にも当てはまるケースが多いということから、類型としては1つでまとめているものということでございます。

2ページ目にお戻りいただきたいのですが、2ページ目の3のなお書き以降に、今ご説明しました別表の例示についてと、開示請求者の対応が、例えば先ほどご説明しました別表例示のいずれか1つに該当するからといって、直ちに権利濫用と判断することは適切ではないと考えておりますので、その旨を留意事項として明記しているものでございます。

続きまして、次の4、開示請求者への説明・要請という項目でございます。こちらにつきましては、開示請求者の言動や対応から、権利の濫用請求が疑われる開示請求について、権利の濫用を検討する前に担当課から開示請求者に対して適正な開示請求となるように説明や要請を行ってくださいということを示したものでございます。こちらは、例えば事務遂行上の支障を説明して理解を求めるとか、(3)番の開示請求の実施時に不適正な行為、例えば机をたたくとか、大声を出すとかというようなことであれば、そういう対応はやめていただけないでしょうかということをしつかり要請していただきたいということを示したものでございます。

続きまして、その下の5の権利の濫用による請求と判断される場合の不開示決定等ということでございます。3ページ目をごらんください。こちらは、この指針案に基づきまして、開示請求が権利の濫用による請求と判断される場合の取扱いを示したものでございます。4項目挙げているのですが、重要な内容としましては、(1)において担当課が開示決定を行う際に総務局総務部長との協議を求めてございます。通常、開示請求があった場合は開示か不開示なのかという決定を担当課で行うのですが、その決定というのは担当課の課長決裁、担当課で判断することとなっております。ですが、権利の濫用による請求に該当するか否かの判断につきましては、実施機関による恣意的な判断を排除する必要があるということと、なかなか担当課だけでは考慮できないような、他の課に対する開示請求の状況なども総合的に勘案していく必要があると考えますので、総務部長への協議事項としているものでございます。

また、権利の濫用による請求に該当するか否かの判断に当たりましては、開示請求に至った経緯ですとか、開示請求者の言動、その前後のやりとりなども考慮して判断していく必要がありますので、(4)においては、担当課に対して開示請求者とのやりとりなどを詳細に記録することを求めているものでございます。

次に、6の報告等という項目でございます。こちらの(1)では、担当課はこの指針により、権利の濫用に該当すると判断して不開示決定を行った場合、不開示決定を行っ

た旨及びその理由をさいたま市情報公開・個人情報保護審議会へ報告しなければならないとしているところなのですが、これは実際に担当課が本指針を適用しまして、権利濫用請求として不開示決定を行った場合に、この指針なり判断基準というものが適切に運用されているか否かのチェック機能として、その内容を本審議会に報告することを義務づけている内容でございます。

また、次の（２）番なのですが、これは読みかえをうたっているのですが、開示請求といえますと、行政情報の開示請求というのが一般的なのですが、もう一つ、個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求という制度もあるのです。その個人情報保護条例に基づく開示請求においては、権利の濫用による請求と思料される事案があった場合には、この指針の「行政情報」の部分で「個人情報」と読みかえて、準用して適用するということをうたったものでございます。

最後に、本指針の施行に関してなのですが、本指針をご承認いただいた後には、速やかに職員に対して通知を行って、本指針の周知を図ってまいりたいと考えております。

指針案についての説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ご苦労さまでした。

では、続きまして、条例の目的を逸脱した開示請求であることが疑われる事例として、実際に今までどのような開示請求があったのか説明があるということですので、お願いしたいと思います。なお、個人情報保護の観点から、審議会条例第６条第４項の規定により、これより先は会議を非公開としたいと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

各委員

はい。

議長

それでは、これより先は会議を非公開とします。

〔非公開部分〕

議長

それでは、質疑が終了しましたので、議案第３号についてまとめたいと思います。

なお、これより先は再び会議を公開とします。

議長

それでは、以上のような意見があったということで、全体的にはよろしいでしょうか。

各委員

はい。

議長

それでは、この指針を制定することについては異議が無いということと、実際の運用についての報告は詳細に行ってほしいということを附帯意見として入れておくということでもよろしいでしょうか。

各委員

はい。

議長 では、そのようにさせていただきます。

実施機関 ありがとうございました。

報告事項

(1) 個人情報取扱事務の報告について

議長 それでは次に、報告事項(1)個人情報取扱事務の報告を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料、個人情報取扱事務に係る届出についてのご報告に関して説明をさせていただきます。

この報告は、さいたま市個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づく、市長から本審議会宛ての報告でございます。なお、今回の報告につきましては、平成30年9月7日及び平成30年11月16日の2回に分けてまして告示を行いましたので、報告資料も2回分となっております。

初めに、平成30年9月7日の告示分について、報告資料の(1)をごらんください。1ページ目ですが、平成30年9月7日付の市長からの本審議会宛ての報告文書になります。こちらは、平成30年7月1日から8月31日までに届出がありました個人情報取扱事務の開始届出書、変更届出書及び廃止届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が16件、変更が7件、廃止が5件でございます。各届出書につきましては、5ページから33ページにかけて掲載してございます。

次に、報告資料の(2)をごらんください。1ページ目は同様に平成30年11月16日付で市長から本審議会宛てに提出されました報告になります。こちらは、平成30年9月1日から10月31日までに届け出がありました個人情報取扱事務の開始届出書、変更届出書及び廃止届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が11件、変更が3件、廃止が6件となっております。なお、各届出書は5ページから26ページに掲載されておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

なお、今回ご報告させていただきました届出までで、全実施機関から届出されている現在の個人情報取扱事務が、さいたま市全体で約1,650件ございます。届出されている事務の内容につきましては、担当課で適宜確認をしていただいて、変更や廃止の届出を行うように行政透明推進課から指導しているところなのですが、一部、取り扱っている個人情報の項目ですとか、事務の内容の表現、例えば根拠法令の条項や、根拠法令の改正があったことについて、メンテナンスが十分行き届いていない部分も散見されているところなのです。このことから、今後取扱事務の届出の徹底というのは入念に行っているところなのですが、そちらの徹底とあわせて、現在届出いただいている個人情報取扱事務についても実態調査などを実施していきたいと考えております。

個人情報取扱事務に係る届出の報告の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

何かご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、これは報告を受けたということといたします。

3 その他

議長 では、あとは事務局からお願いします。

事務局 次回の審議会の日程ですが、平成31年1月23日水曜日の午後1時30分からになります。会場がまた変わりますので、ときわ会館の5階の小ホールで行いますので、開催通知につきましては改めて事務局から通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

議長 ご苦労様でした。

事務局 ありがとうございます。